

の下落等就労者の労働環境が悪化し新規就労者の減少や高齢化が進行しています。

建設業就業者の年齢層は、平成24年度には、約3割以上が、55歳以上で、29歳以下は約1割程度とのこと。技能労働者いわゆる職人の賃金関係については、平成24年度的全職種単価平均賃金は、1万6千504円ということで、平成12年度比で、18%の減額となつていることから、将来の担い手の確保、技術の継承等に懸念があるとのこと。

今後の課題に向けた取り組みについては、公共工事設計労務単価の引き上げを契機とした建設就業者の処遇改善として、社会保険への加入を徹底し、前年度比15・1%引き上げを行い、ダンピングを防止し、適正な価格での契約、技能労働者への適切な水準で賃金を支払い、社会保険加入の徹底等の取り組みを推進しているとのこと。

若年者の入職促進のため最低限条件である社会保険未加入者対策について、行政、元請企業、下請企業関係者が一体となつて取り組みを進めており、平成29年度を目標に企業単位で許可業社の加入率100%を目指すとのこと。低入札価格調査基準の見直しについては、ダンピング受注防止策として、低入札価格調査基準の一般管理費の算入率を30%から55%に引き上げることによって標準的な土木工事において、予定価格に対する低入札価格の割合が約86%から88%に上昇する見込みです。

公共事業関係費の確保については長期に続いた公共事業費の削減の流れに歯止めをかけ、今後の経営の見直しを示す上で、平成26年度当初予算での公共事業関係費の取り扱いが極めて重要となつてきます。

今後、地域の建設産業及び入札契約制度の在り方の検討することで、現場の深刻な担い手不足、インフラ安全度の低下等に対応するには、これまでの問題点の改善のほかにダンピング受注の防止や行きすぎた価格競争の是非など入札契約等の制度改革も必要とのことでした。



議会の仕組みとは

（会議の諸原則）

会議の原則というのは、過去の幾多の会議経験から生まれていわれる習慣法ともいえるべきもので、会議の運営を円滑にし、目的を十分に達成するためには、どんな方法が道理にかなない、能率的であるかを経験により分析し、系統づけ、そのうち重要で基本的なものを抽出して、法則として、会議を運営する上での基準としたものです。

会議原則の主なもの、

○議事公開の原則

会議は、傍聴・議事内容の公開などの方法によつて公表し、会議録については、閲覧や抄本の交付を認めるべきとする原則がありま

す。議事公開の原則の例外として秘密会があります。

○定足数の原則

会議の開催には、一定数以上の出席議員を必要とする原則で、本

会議では、議員定数の半数以上、委員会では、委員定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができません。

○過半数議決の原則

会議の表決においては、原則として議員全体の半数以上の多数をもって決すべきとされます。

○議員平等の原則

会議を構成する議員は、新旧・性別・年齢・貧富・学歴・社会的地位・所属政党等を問わず法律上において、平等であるとする原則

○一事不再議の原則

会議では、同一会期中においては、同一の事件を再び取り上げて議題としない原則で、会議が非能率となることを防ぐこと、同一事件可決後に否決されることとなれば、議会として二つの意思が存在することになり、議会の権威の観点から好ましくはない。

○会期不継続の原則

会議の各会期は、独立しており前後の会期とは何ら関連をもたない。議案は、会期終了と共に廃案となり、次期の会期において、同一の議案が提出されても一事不再議の原則には抵触しない。例外として、継続審議があります。

会議は、言論の府と言われており、議員活動の基本は言論であつて、問題はすべて言論によつて決定されるのが建前です。議会においては、特に言論を尊重し、その自由を保障しています。

しかし、発言が自由であるからと言って、どんな発言も許されるというものではありません。たとえば、議場の秩序を乱すもの、品位を落とすもの、個人のプライバシーに関するもので、許されるものではない。また、発言の内容によつては、自己の政治的、

道義的責任を問われることもありさらには、懲罰の対象となることもあります。議会は、これらの原則に則り、会議の主宰者である議長が、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、運営されます。

（委員会制度）

議会は、議員全員が一堂に会して全ての議案を審議するのが理想ですが、行政が著しく多様化し、専門化し、本会議のみでは、多数の議案を能率的に処理することは不可能です。案件の詳細な審議をするためそれぞれ専門部門別に審査を分担するものが委員会制度です。委員会には、

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があり、委員の互選により委員長及び副委員長を置きます。常任委員会は、その部門に属する事務調査、議案、陳情等の審査を行います。本町には、三常任委員会（総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会）があり、議員は必ずいずれかの常任委員会に所属しています。

常任委員会の活動は、原則として議定会定例会の会期中となります。議会運営委員会は、会期の決定、議事日程、意見書・決議の取り扱い、会議規則や委員会条例等に関する事項などがあります。特別委員会は、必要がある場合の議会の議決で設置するもので、特定の事件について、審査するために設置されます。本町では、条例の審議や契約、請願、陳情など、ほとんどの議案を議会の議決を得て常任委員会へ付託して審査しております。

編集後記

インフルエンザの流行のピークは1月の下旬から2月の中旬だと聞いております。まさにこの議会日より皆様の手が届くころには、流行の

真つただ中とおもわれます。お身体をご自愛ください。また、この原稿を書いている時には、ノロウイルスの集団感染が報道でありました。私自身も年末年始にかけて、その胃腸炎を経験しまして、そのいためや苦しさは大変な思いでした。皆様もご注意ください。

さて、2月の発行になりますこの議会日より、昨年12月初旬に開催された定例会の報告が主な内容になっています。皆様ご存じのとおり、提出された一般質問を議員全員が取り下げ、異例の事態となりました。大変お騒がせしましたことをまづはお詫び申し上げます。しかし、この事に対しまして、議員一人一人がそれぞれの思いのある中で行った事であるという事を町民の皆様にご理解頂きたいと思ひます。その思いをこの紙面でご紹介出来ないのがもどかしく思ひます。真実の全ては、限られた書面では伝えられないかとは思ひますが、出来る限りの方法で、皆様に伝える努力をする事が、広報の責務と考えます。

つきましては、この広報紙自体を変えていくことを今後の課題としていと考えています。議会を傍聴して頂くことが大切だと思いますが、お時間がなくて傍聴できない町民の皆様にとつても、真実の伝えられる議会だよりにしていく努力を続ける事を年頭に誓います。

（青木 徹）

◎広報編集委員会

委員長	濱野 健司
副委員長	青木 徹
委員	飯田 進
委員	櫻井 実
委員	青木 輝明